

子どものウィッグ購入費等の助成のご案内

糸魚川市では、脱毛症状による外見変貌に悩む子どもを抱える家庭の経済的負担を軽減するとともに、子ども自身の身体的、精神的負担や社会生活への不安を和らげるため、ウィッグの購入費等を助成します。

① 制度の概要

対象者	・申請日に糸魚川市内に住民を有する方 ・申請日時点で3歳～18歳までの方 ・脱毛等の理由によりウィッグ等を購入したい方 ・市税等の滞納をしていない方
助成対象品 令和6年4月1 日以降に購入 したもの	・ウィッグ ※医療用に限らない ・装着用ネット ・毛付き帽子  対象外 ・付属品やケア用品(ブラシ、シャンプー等)の経費 ・購入のために要した交通費、送料等 ・医療保険各法による医療に関する給付の対象となるもの など 
助成金額	購入費の2分の1(上限5万円まで)
助成回数	年度内に1人1回まで

② 申請から助成決定までの流れ

(1)申請→ (2)ウィッグ等購入 →(3)実績報告 →(4)助成金の振込

注意

購入前に申請が必要です。申請に必要な書類等について、詳しくはご相談ください。

申請先・問い合わせ先

糸魚川市教育委員会事務局子ども課子育て支援係

T E L:025-552-1511

E-mail:kodomo@city.itoigawa.le.jp